

業態・協会「機能強化計画」総括

1. 要旨

- (1) 金融庁が策定した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(平成15年3月28日)」を踏まえ、労金業態は自主的に独自の機能強化計画を策定・実行してきた。
- (2) 計画は2004年1月の協会理事会で承認され、2004年度の1年間を通して金庫・協会で行われてきたところである。金庫の自己評価においては概ね目標としたところに届いた。協会においては、4課題のうち一部に未達項目が残ったが、その他項目および緊急性の高い課題への対応等に係る役割発揮はできた。
- (3) その成果と残された課題は、第4期中期経営計画及びこれを踏まえた金庫事業計画等並びに協会事業計画に引き継いでいくことが求められる。

2. 業態機能強化計画の総括

- (1) 策定時、業態機能強化計画の意義について次の通り整理したところである。

業態として進む方向を大枠で束ねる意義

行政命令により機能強化を図る他行に比肩し得る力を養う意義

会員、勤労者へのサービス強化につながっていくという意義

- (2) 業態機能強化計画で掲げた4課題(勤労者セーフティネット、NPO、ガバナンス、コンプライアンス)への取組結果について各金庫では次のとおり自己評価している。

		平均	北海	東北	中央	新潟	長野	静岡	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
全体を通して		2.77	3	4	3	3	3	3	3	2	2	3	2	2	3
1	勤労者セーフティネット施策等	3.23	4	4	3	3	4	2	2	3	3	3	3	4	4
2	NPO施策等	2.69	2	3	1	3	4	4	3	2	2	3	3	1	4
3	ガバナンスの強化	2.69	3	3	2	3	3	3	3	2	3	3	2	3	2
4	コンプライアンス態勢の確立	2.69	3	3	3	3	3	3	2	2	2	3	2	3	3

* 上表の数値ポイントは、「計画以上進捗事例多数、計画以上進捗事例あり、ほぼ計画

通り、あまり進捗せず、全く進捗せず」での金庫自己評価である。

* 全体を通しての金庫自己評価コメントは別紙 1 参照。

* 項目別の目標は別紙 2、達成状況は別紙 3 参照。

(3) これらの自己評価等から次の総括を行うことができる。

全体を通しての評価（平均 2 . 7 7 ）と 4 課題の合計評価（ 2 . 8 2 ）はほぼ一致している。これは、全体評価（回答）が 4 課題のバランスを踏まえたものとなっていることを意味する。その限りでは全体評価は妥当な評価となっていると考えてよい。

全体評価について、1 金庫を除き「ほぼ計画通り」以上であるとの回答となっている。4 課題のどれに力点をおいたかは金庫により異なるところだが、改善計画の実行下で相応の取り組みが行われたと見る事が出来よう。

評価項目ではなかったが、ホームページでの情報公開は全金庫が実行した。原計画では努力目標としていた点である。予定する施策を予め公表し、どこまで結果として出来たのかを公表する取り組みは時代の要請になってきているのではないか。もちろんその内容如何によるが社会的な信任を得るための手段として極めて有効であり、2005 年度においてもぜひ継続したい。

勤労者セーフティネットについては、特にクレサラ対策で前進が見られた。相談体制の充実・強化や学習会・講演会等を通しての役割発揮が会員等の評価を得ているところである。

他方、それ以外の取り組みについては「勤労者支援特別融資制度」の H P 告知等に留まり、離職者支援自治体提携融資や収入減少者の子の進学資金支援については不十分な結果となっている。また、地方連合との関係も予想したほどには進展しなかった。

N P O 施策については、概ね目標をクリアした。庫内体制の充実も図られ、中間支援組織との関係も一部金庫を除き深められた。行政との関係も N P O 施策の協議を行えるところまでいっている。全体を通して N P O 施策を展開していく基礎作りはできたと評価できよう。

ガバナンスの強化については、改善計画の実行に密接に絡むところであり、指標として掲げた監事の外部招聘と理事の外部任用は全金庫で実現した。相互牽制を目的とした常勤理事の在任の通算期間の上限設定は過半数は超えたが 7 金庫での実現に留まった。2005 年度においても引き続き未達課題への取り組みが求められよう。

コンプライアンス態勢確立については、個別指標の設定は行わず、改善計画の着実

な達成を期すなかで金庫が独自の計画を策定・実行することとしていた。金庫自己評価では全金庫が「ほぼ計画通り」以上としているが、再度の業務改善命令が一部金庫に発出される状況を踏まえるならば、道半ばと認識すべきであろう。この点は、2005年度においても目標を明確にした取り組みが引き続き求められるところである。

3. 協会機能強化計画の総括

(1) 協会機能強化計画の目的は次の2つであった。

業態機能強化計画で設定した4課題に関し金庫を支援すること

13金庫体制における協会の役割の検証を踏まえつつ、特に求められる緊急性の高い課題へ対応すること

(2) 4課題に関する金庫支援に係わる取組内容と総括は次のとおりである。

勤労者セーフティネット

取組み内容	実行状況と総括
<p>(1) 労金協会は、自治体提携融資の充実・強化に向けて、各ろうきんが取り組む制度改善を支援するほか、全国における制度内容や実績を調査する。また今後モデル制度案を検討していく予定。</p> <p>(2) また、当協会HPに、各ろうきんが行っている勤労者セーフティネットに関わる施策情報を随時掲載するほか、労働組合のHPからのリンクを働きかけ、広く知らせしていく。</p>	<p>(1) について実行状況</p> <p>2004年6月末日現在での調査結果は次のとおり。都道府県との提携融資は45都道府県で150制度で、そのうち離職者・収入減少者向け生活資金等の雇用政策関連融資は、41制度(32道府県)。利用状況は、融資残高が6,237件44億7,775万円、2003年度中の新規融資は1,169件、13億3,292万であった。なお、モデル案は検討中。</p> <p>(1) についての総括</p> <p>モデル案の提示までに至らなかったが、調査結果をHPで公開したこと等は、金庫における制度見直しに関する支援材料になったものと認識している。</p> <p>(2) について実行状況</p> <p>自動車総連など一部労働組合において、全国ろうきんの離職者等向け生活資金融資情報が傘下組織に周知が図られているほか、厚生労働省のインターネット情報提供サービス「失業者生活関連情報Q&A」における個別項目「Q35.収入減少者等への支援融資等」、「Q41.住宅ローン返済方法変更相談等」において</p>

	<p>「ろうきん相談窓口」等情報を 2003 年 9 月より掲載中。</p> <p>(2) についての総括</p> <p>会員労組を経由した労金情報の周知方法として、「中央推進会議」における労組HPへの掲載要請や全構成組織訪問による要請を重ねたが、成果を得るには至らなかった。</p> <p>厚労省HPについては、開始時点より 2,722 のアクセス(2005 年 5 月 11 日現在)があり活用されている模様である。相談窓口情報等のメンテナンスに留意が必要と思われる。</p>
--	---

NPO 施策

取り組み内容	実行状況と総括
<p>(1) 全てのろうきんにおいてNPOに対する一定水準の取り組みができるよう全体の底上げを図る取り組みを進める。具体的には先進事例情報の紹介や、担当者が交流できる研究会の開催など、業態全体でのNPO施策の活性化を図る。</p> <p>(2) NPO向け融資制度について商品性の改善に取り組む。資金の貸し手と借り手の関係にとどまらず、協働の関係を構築する視点から他の金融機関に真似のできない機能改善を図る。</p>	<p>(1) について実行状況</p> <p>メーリングリスト(電子メールによる情報共有)により先進事例等を都度各ろうきん担当者に紹介している他、2004 年 5 月に「ろうきんNPO協働研究会」を開催し事例研究と情報交流を行った。</p> <p>(1) について総括</p> <p>情報交流については、協会からだけでなく金庫担当者からの発信もあり機能している。</p> <p>(2) について実行状況</p> <p>NPOにおける資金ニーズ調査(中央労働金庫にて2003年度実施)の結果を踏まえ、NPOの信用力を補完するスキームとして、(1)第三者による当該NPO事業の社会性等評価を加味した商品スキーム、(2)融資の担保預金を市民に提供してもらう商品スキーム、の成案化などNPO向け融資制度の改善を検討してきた。当面の対応として与信が困難な新規立ち上げ資金ニーズに応えるための制度的条件整備を目的に、第三者預金を担保にした員外融資が可能となるよう求める労金法施行令改正要望を2004年11月に「全国規模の規制改革・民間開放要望」として内閣府宛提出した。</p>

	<p>これに対し所管省庁より「実体上どの程度ニーズがあるのかを検証した上で検討を行っていく必要がある」との回答があった。</p> <p>引き続き所管省庁の理解を得るための取り組みを進めている。</p> <p>なお、上記要望にある融資スキーム案を含め、協会では 2004 年 10 月 18 日、NPO 施策等に関するこれまでの取り組み経過や今後の展開プラン案等を取りまとめ公表した。</p> <p>(2)について総括</p> <p>協会が行った NPO 施策に係る取り組みにより、認証前 NPO 等を念頭においた第三者預金担保融資を可能とする政令改正要望が所管省庁の検討の俎上に上ったこと、NPO の 4 号会員資格について明確になったことなど、将来の NPO に係る金庫施策展開の下支えをすることができた。</p>
--	---

ガバナンスの強化

取り組み内容	実行状況と総括
<p>労金協会自らの「ガバナンスの強化」について取り組むに当たっての考え方は次の通り整理した。</p> <p>(1) 相互牽制の効いた経営管理機構を実現する</p> <p>(2) 経営陣による非効率・不健全な行為を防止する</p>	<p>(1)について実行状況</p> <p>外部監事の選任</p> <p>第 66 回通常総会（2003 年 6 月 26 日）において、外部（員外）監事定数を 1 名増員し、高垣宗次郎監事（公認会計士・税理士）を選任。（第 68 回通常総会（2004 年 6 月 29 日）において同監事を再任。）</p> <p>2004 年 7 月 29 日、金庫監事を対象とした監事研修会（講師：高垣監事）を開催し、監事として理事の内部統制システム構築・運用状況をいかに監視するかをテーマとして、監事間で意見交換を行い、認識の共有を図った。</p> <p>外部理事の選任</p> <p>第 66 回通常総会（2003 年 6 月 26 日）において、堀田力理事（弁護士・さわやか福祉財団理事長）を選任。（第 68 回通常総会（2004 年 6 月 29 日）において同理事を再任。）</p> <p>(1)についての総括</p>

	<p>監事・理事とも外部の識者を招聘し理事会を含む相互牽制機能の強化を図ったところであり、所期の目的は果たしえたと認識している。</p> <p>(2) についての実行状況</p> <p>常勤理事間の相互牽制を図るため次の措置をとった。</p> <p>2003年3月27日、常務会規程を見直し、常勤理事による合議決定事項の範囲を広げた。</p> <p>毎月の定例常務会とは別に専務理事以下の常勤理事(3名)は、週1回、それぞれの業務執行状況を報告・点検しあうこととした。(2003年7月から定例化)</p> <p>(2) についての総括</p> <p>いずれの措置も2003年度中に実行したものであるが、予定した相互牽制効果はあがっていると認識している。</p>
--	--

コンプライアンス態勢の確立

取り組み内容	実行状況と総括
<p>労金協会自らの「コンプライアンス態勢確立」に向け次の4点について取り組むところとした。</p> <p>(1) 規程・マニュアル等の整備見直しと実効性確保に向けた措置の実行</p> <p>(2) 役職員コミュニケーション環境の整備</p> <p>(3) 各種経費支出の厳正化</p> <p>(4) リーガル・チェックの強化</p>	<p>(1) についての実行状況</p> <p>2003年度中に各種規程・要領等の整備・見直しを行い、協会内のコンプライアンス態勢の整備を図った。主な内容は「機関運営に関するもの」と「経費支出に関するもの」。</p> <p>また、それらの実効性確保に向けた措置として、全常勤役員を対象として実施した「コンプライアンス自己点検」をはじめとするコンプライアンス・モニタリング、内部監査、定例部長会等における法令等順守の観点からの業務遂行上必要な申し合わせによる各部門における徹底。</p> <p>(1) についての総括</p> <p>いずれの措置も2003年度中に立ち上げ2004年度も継続したものであるが、予定した効果はあがっていると認識している。</p> <p>(2) についての実行状況</p> <p>「役職員対話集会」の定例的開催</p>

	<p>2004年度の1年間に15回開催した。</p> <p>コミュニケーション活性化に向けて</p> <p>職場内イントラネットを活用して、上記の「役職員対話集会」における役員講話内容、理事会理事長挨拶内容、経営会議議事概要等を周知することを通じて、役職員間における情報共有、コミュニケーションの活性化を図った。</p> <p>(2) についての総括</p> <p>いずれの措置も2003年度中に立ち上げ2004年度も継続したものであるが、予定した効果はあがっていると認識している。</p> <p>(3) についての実行状況</p> <p>「適正な会計処理の確保に向けた対応」に取り組んできたが、各種経費支出に係る主な改善事項は下記のとおり。</p> <p>予算策定・執行の厳格化</p> <p>2003年11月、「会計処理規程」に定める予算規定に基づき「予算統制要綱」を制定し、これによって各事業年度の適切な予算執行を図ることとした。</p> <p>外部監査法人との連携</p> <p>2003年度の監査法人との監査契約に「財務関係の内部統制の評価」を加え、外部専門家の視点で経費支出内容等を含めた検証を受けた。2004年3月に受理した評価結果に係る報告において指摘された一部規定の見直し等の課題については、概ね指摘内容に沿った対応・改善を進めた。</p> <p>2005年2月にも内部統制及び効率的・自律的な事業運営に係って評価を受けつつ、意見交換を行った。</p> <p>会計処理実行状況の監視体制整備</p> <p>「改善計画」に掲げた「会計処理組織以外の第三者チェック」を効果的に行うため、監事、外部監査法人及び内部組織（コンプライアンス室）が、それぞれの役割分担と相互の連携を重視し、事前・事後の検証態勢を整備することとした。</p> <p>なお、支出の厳格化を図る観点から、2004年7月20日、経費</p>
--	---

支出要領を一部改正し、経費支出に係りコンプライアンス室に回議される範囲の拡大を図るなど事前チェックを強化した。

「会計事務処理マニュアル」の整備

2004年8月「会計事務処理マニュアル」を策定し、9月にはマニュアル施行に当たって記載内容の最終チェックを行うとともに、会計実務担当者間で「会計事務処理マニュアル学習会」を開催した。また12月にもマニュアル記載内容等の点検を行った。

(3) についての総括

細かい項目を含めコンプライアンス室のチェック機能が効果的に働く措置を講じ概ね実践できたと認識している。なおコンプライアンスの確保についてはこれで十分という到達点があるわけではなくこれからも継続的に取り組んでいく必要がある。

(4) についての実行状況

「リーガル・チェック規程」に「リーガル検証対象」「外部専門家による検証」等を規定し、労働金庫の預金・融資・その他付随・関連業務に係る商品開発・教宣物の取り扱い、各種規程や外部組織との諸契約の有効性等について、顧問弁護士の活用を図りながら、法令・税務・会計上の問題点の有無の検証を意識的に実施している。

また、2003年4月に「規程等管理規程」「文書規程」「文書保存取扱規程」の改正を行い、内部規程・文書類の管理に万全を期した。

(4) についての総括

コンプライアンス室のチェック機能が効果的に働く措置を講じ実践できたと認識している。

(3) 1 3 金庫体制における協会の役割発揮 (特に求められる緊急性の高い課題へ対応)

	<p>地域における組織統合完了後の協会の 主要な役割 (2000年度第7回協会理事会での整理)</p>	<p>特に求められる緊急性の高い課題への対応等 (うち特別に緊急性の高い課題は下線)</p>
(1)	<p>全国統合の基本構想を示し、全国労金と一体となって早期にそれを実現させる役割</p>	<p>金庫との役員間協議及び理事会・委員会等議論を通じ、第4期中計初年度である2005年度に「専務懇談会」で基本議論を開始することについて全金庫の合意を得た。また、事務局機能を担う合併構想室を立ち上げるなど、基本構想策定に向けた準備を着実に進めた。</p>
(2)	<p>業界を代表して政党・中央官庁・連合等と折衝し、労働金庫の法・制度を改善する役割</p>	<p>連合・中央労福協と共同して財形制度の改善に向けた関係先への働きかけを行った。</p> <p>共済窓版、員外預金比率等に係る制度改善について所管省庁と協議等行い、具体的措置等について考え方を伝えるなどした。</p> <p>NPO 施策の下支えのための規制緩和と要望の実現に力を注いだ。また NPO の4号会員資格を明確にした。</p>
(3)	<p>労金業界のビジョン等、業界全体の将来指針を提起する役割</p>	<p><u>3 期中期経営計画の到達点を踏まえつつ、特に日本労金構想策定への道筋を明確にした第4期中期経営計画を策定した。</u></p> <p>配当政策見直しの前提となる利用配当に係わる法令解釈の明確化を当局折衝において実現した。</p>
(4)	<p>業界の中長期的課題に関して、調査・研究する役割</p>	<p>(2005 年度に向け調査・研究の専担セクションを総合企画部内に設置し、役割発揮を期すところ)</p>
(5)	<p>業界の自主規制団体として、コンプライアンス・証券業務などに関する「申し合わせ」事項を整理し、これを規定化する役割</p>	<p><u>個人情報保護法への対応、ペイオフ解禁拡大への対応、偽造キャッシュカード問題については、2004 年度中に対応方針・体制等の整備が求められる特に緊急性の高い課題として位置付け対応した。</u></p>

		<p>不祥事再発防止に向けた申し合わせを 2005 年 3 月理事会で行い、トップが先頭に立って不祥事を根絶する確認を行った。</p> <p>申し合わせ事項の整理には至らなかったが、各金庫との間の法令に関する照会・応答のやりとりを体系的に整理し、還元することができた。</p>
(6)	上記自主規制の遵守状況を監視する役割	金庫進捗状況を定期的に把握し、金庫の取組みを促した。
(7)	労働金庫業界の社会的信用力の維持・向上を図る役割	業態広報及び危機管理の体制を整備し、それぞれ役割発揮に努めた。

以上

「業態機能強化計画」に対する“全体を通しての”金庫自己評価等

自己評価： 計画以上進捗事例多数、 計画以上進捗事例あり、 ほぼ計画通り、 あまり進捗せず、 全く進捗せず

金庫名	評価	コメント
北海道		今年度到達目標に達成できなかった項目については、今後の課題として引き続き取り組みを行い、到達するよう努めることとする。
東北		事業計画と本計画のリンクが弱く、取組みの優先度が低かった面があった。
中央		業態機能強化計画については、金庫の中期経営計画および2004年度事業計画の中で、課題として設定し、具体的に施策展開してきたことにより、実施できた。 今後においても、中期経営計画の具体的施策展開の中で、着々と業態機能計画を実行していく。
新潟		計画通りに進捗したと考えている。また、本計画を機に金庫ホームページの掲載内容について充実がはかられた。
長野		ガバナンスの強化、コンプライアンス態勢の強化については、業態目標を上回る進捗が図られた。 一方、勤労者セーフティネットやNPO施策についての前進は図れなかった。
静岡		業態機能強化計画の4課題を事業計画に盛り込み、当金庫の機能強化計画において4課題に関する具体的な取組方針を掲げて実践し、一定の前進を図れたことは評価している。今後とも、4課題の視点からの取組みを継続していきたい。
北陸		コンプライアンス体制の整備や、職員との対話集会、店長との少人数対話を通じた意思統一、さらに金庫室の一斉整理取組など着実に前進することができた。
東海		事業計画に織り込んだ内容についてはほぼ実施できたと思う。
近畿		弊庫においては「グッドマネージャ」を2003年10月～2005年3月末まで実施し、会員労組における相談機能強化施策として、業態機能強化計画と連携をはかり、雇用支援融資を積極的に展開した。
中国		2004年度の事業計画に反映させ、それによる各部署のアクションプランや機能計画そのものの進捗点検を実施することにより、促進ができた。 また、計画に達成していない項目が数項目あるが、着実に実行しつつあり一定の評価をしている。
四国		「勤労者セーフティネット」施策の点検・見直しが実行できなかった。2005年度は、実効性を高めるための見直し実施を重要施策としたい。
九州		業務改善計画の遂行を優先してきたためその計画にあるものは一定の結果を出すことができたが、それ以外のものについては十分な取組みに至らなかった。
沖縄		勤労者セーフティネット施策については、融資制度面で進捗、成果を出すに至らなかった。特に自治体提携についてはこの間の実績（提携関係がない）ことが、進捗できなかった要因である。

1 勤労者セーフティーネット¹施策等に関する金庫到達目標

全金庫は2004年度中に○印段階へ到達するよう必要な措置を講じることとする

「勤労者セーフティーネット」それ自体について

1. 自金庫において「勤労者セーフティーネット」に相当する施策がある
2. 自金庫の常務会以上の機関会議においてその施策の内容の妥当性等について検討したことがある
3. その施策は金庫内で「勤労者セーフティーネット」に類する施策として包括的に認識されている（位置付けられている）
4. 事業計画において「勤労者セーフティーネット」の施策として位置付けられている
- 5. それらの施策が「機能」しているか点検・見直しをきちんと行っている
6. それら施策の取り組み結果を纏めマスコミリリースしている（あるいは、外部から求められた場合に結果データを提供できる）

離職者等支援自治体提携融資について

1. HPに概要情報を掲載している（ある場合）
2. 提携先自治体に自身のHPへ概要情報を掲載するよう働きかけている
3. 昨今の雇用情勢を踏まえ、商品性等の見直しを検討している
4. 見直し、あるいは制度空白自治体への働きかけ等について成案・方針がある
- 5. 「制度要望」として確定させ関係先・当該自治体へ働きかけを行っている

「勤労者支援特別融資」制度について

1. 金庫としての取り扱い方針を確立している
- 2. HPに概要情報を掲載している
3. 営業店業績評価の方途を検討するなど、当該融資伸張に向けた環境整備を進めている
4. 金庫がリスクを取った専用ローン（例：第三者保証なし、総額融資枠あり）を取り扱っている

収入減少者の子の進学資金支援について

1. 「2004年度日本学生支援機構奨学生入学金融資」に関わる広報を行う
- 2. 大学進学後の継続利用を目指して定期的な情報提供を行っている

¹ 勤労者セーフティーネットとは、「労金が有する金融機能等により、昨今の雇用情勢により直接間接に生じる勤労者の痛みを和らげる施策の総称」とここでは定義

多重債務者支援について

1. 予防・啓発活動（PR）を行っている
2. 金庫で出来ること、出来ないことが明確になっている
3. 金庫で出来ること、やっていることをHPに掲載している
4. 会員・企業等から「クレサラカウンセリング講演」等に応じられる（講師を派遣できる）
5. 相談等にすぐ対応できるクレサラカウンセラーがいる
6. 弁護士・司法書士等あるいは会員関連の多重債務者支援ネットワークに接触している
7. 同ネットワークと協働関係にある

地方連合¹との関係について

1. 定期的に協議を行っている
2. 勤労者セーフティーネットについて協議している
3. 具体的な対応プランやスケジュールについて協議し計画を立てている
4. 実行している施策がある
5. 連合の対知事政策協議が行われる場合に勤労者セーフティーネット課題を入れ、要望している

¹ 地方労福協との関係が実質的に地方連合との関係を意味する場合は地方労福協と読み替えのこと

2 NPO施策等に関する金庫到達目標

全金庫は2004年度中に○印段階へ到達するよう必要な措置等を講じることとする

庫内体制等について

1. NPO（施策）について内部論議したことがある
2. 労金にとってNPOは「意味がある」程度の評価は最低限行っている
3. NPO施策（取り組み方針等）を事業計画に盛り込んでいる
4. NPO施策等の担当者が決まっている（形式だけの担当者ではない）
5. 庫内の教育プログラムにNPOに関する学習会有一些ある
6. 労金にとってのNPOの位置付けが肯定的に行われている（伸びしろがある施策として位置付けられている）
7. NPO施策等を専門とする部署がある
8. NPO施策等について、営業店を含む金庫全体の取り組みとなっている

中間支援組織との関係について¹

1. そういう組織が存在することを知っている
2. 当該組織の担当者と会ったことがある
3. 政策協議等をしたことがある
4. これを定期的に行っている
5. 協働作業として具体的に「何か」をやったことがある（例：セミナーなどの共同開催）
6. 金庫事業のパートナーとしての関係にある（例：金庫が行う助成団体選定委員になってもらっている）

縣市町村等「行政」との関係について²

1. 「NPO支援課」等の専門部署があることを知っている
2. 当該部署が行う具体的政策・予算等を知っている
3. 当該部署の担当者と会ったことがある
4. NPO支援策等について協議したことがある
5. 提携融資等、具体的施策がある（単純な提携）
6. 労金・行政それぞれの施策目標を達成できる「協働」の関係にある（例：近畿労金と大阪府のコミュニティビジネス支援融資）

¹ 「 県NPOサポートセンター」等のNPO支援組織のこと

² 営業圏内の全ての行政組織を意味しない。本部担当部署あるいは営業店（地区本部）の対応力の範囲で特定の行政組織とそういった関係であれば可

3 ガバナンスの強化¹に関する金庫到達目標

全金庫は印段階への到達に向けた検討を2004年度末までに行い、実行可否・時期等に関わる検討結果を可能な範囲で公表することとする

監事による業務監査（理事の業務執行についての監査）の深度と独立性について²

1. 内部監査部門の監査結果を活用しやすくするような、また同部門が必要に応じて、法律事務所等を活用しやすくするような態勢上の配慮を行う
2. 常務会等重要な会議への監事の参加を認める³
3. 「外部」から業務監査能力面で秀でた人材を監事として登用する
4. 監事会が推薦する人が総会の監事候補者となるような仕組みを作る⁴

理事による常勤理事の業務執行に関わる牽制について

1. 理事会における業務執行状況報告（商法第260条第4項準用）において、常勤理事の業務執行状況について理事がその内容を十分に点検・評価等できるものとする⁵
2. 理事任期を2年にすることについて検討する（現在3年任期金庫のみが対象）
3. 「外部理事」登用の検討を開始する（遅くとも2005年以降に迎える最初の改選期での登用前提）
4. 「外部理事」を登用する

常勤理事間の相互牽制について

1. 常務会規程及び常勤理事の業務執行権限等に関わる規程類について、相互牽制を確保するうえで問題点がないかを点検し、必要な見直しを行う
2. 常務会の議事録を整備し事後的検証を可能にする
3. 常勤理事在任の通算期間の上限を設定する⁶
4. 常勤理事就任時の上限年齢を設定する

¹ 「役員の相互牽制を機能させる」ことにポイントを置いた

² 法令、協会「申し合わせ」、協会「監事会規程ひな型」に基づくことが前提である

³ 協会「監事監査基準」第9条（2003年1月15日一部改正）

⁴ 例えば、監事会規程の修正（ひな型第7条協議対象事項への「監事候補者の推薦」盛り込み）、役員選考委員会等の規程がある場合に、を尊重する内容への修正

⁵ 単なる計数報告になっていないか。例えば、事業計画で謳った会員へ利便提供や社会貢献などが計画どおり実施されているか、4半期毎の進捗点検を踏まえた業務執行状況を報告し、理事がチェックするといったことや、毎月の顧客要望・苦情の内容、及びどう対応したか（常勤部の認識と対応指示の内容）を報告し、理事が評価する、といったことなどが考えられる

⁶ 例えば、常務 専務 副理事長と歴任した場合の通算期間に最長期限を設定する

なお、以上の目標設定の前提に、インターナルコントロール¹の確立があろう。以下の項目は、ステークホルダーとしての会員・職員との関係、及び社会への広報について留意すべきポイントと思われるところである。

1. 会員から金庫へ意見が伝達される仕組みは完備されているか、またそれが特定会員の意見に偏っていないか、仕組みについて再点検を行う
2. 金庫内において各種の情報がスムーズにそして効果的に伝達される仕組みは完備されているか（組織の上から下へ、横方向へ、そして下から上へ）、とりわけ、職員からの「おかしい」といった指摘が現場から本部役員に上がり、それがきちんと受け止められるような、良好な職場風土を醸成するための前提条件となる仕組みはできあがっているか²、それらがきちんと機能していおり形だけのものになっていないか再点検を行う
3. 社会への情報発信を単なる「宣伝」ではなく、「社会への説明責任を果たす」広報として行うための態勢を検討する³

¹ 「コーポレート・ガバナンスの前にインターナル・コントロールありきという原則を忘れてはならないでしょう」（木村剛「インターナル・コントロールの潮流と社会的責任投資」）。ここでは、ステークホルダーとの関係で留意すべき項目等を挙げた

² 日常業務として、職員の声を吸い上げる努力は前提。また職員組合からも意見が貰えるよう留意が必要。

³ 遅くとも2005年度より「広報」担当を組織内で明確に立ち上げる。なお、協会の業態広報部門と連携して取り組むものとする

4 コンプライアンスに関する金庫到達目標

全金庫は2004年度中に、以下に記載するコンプライアンス態勢確立に向けた諸項目に関わる実行計画を策定、確実に実行し、社会的に要請されるレベルまで到達するものとする。

これにより、労金法を始めとする諸法令及び事務ガイドライン等を遵守することはもちろん、金庫内の運営・業務諸規定や庫内ルールの徹底を図り、勤労者福祉金融機関としての公共的・社会的責任を負う労働金庫にふさわしい倫理観や公正性を備えることとする。

また、このことにより、業務改善計画の完遂を確実なものとする。

1. 規程・マニュアル¹等の整備・見直しと実効性確保に向けた措置²の実行
2. 役職員コミュニケーション環境³の整備
3. 各種経費支出の透明化⁴
4. リーガルチェックの強化⁵

なお、以下に記載するような項目は上記4点に含まれるものであるが、留意すべきポイントと思われるものである。

5. 新たに創設する制度・商品・宣伝(物)についてリーガルチェックの対象としている
6. 過去定めた規程(特に人事労務管理の諸規程)についてリーガルチェックを入れる
7. コンプライアンスの基本方針・指針(その他、職員の行動規範等)をHP等で積極的に公開し、会員・利用者に対し金庫の取り組み姿勢を示す
8. 個人情報保護等の観点からの団体取引にかかわる問題点等の洗い出し⁶
9. 不祥事発生を防ぐ内部監査機能の強化を図る⁷

¹ 規程・マニュアルとは、コンプライアンスプログラムを補完する規程・内規等庫内ルールを指す

² 実効性確保に向けた措置とは、例えばコンプライアンスマニュアル運用状況について理事会へ定期的に報告することや、あるいは役職員に「コンプライアンスオフィサー」等の資格取得を義務化することを指す

³ コミュニケーション環境の整備とは、例えば役職員対話集会の定期的開催や、コンプライアンスに関わる常務会等議事録の職員への公開などを指す

⁴ 規程・マニュアル整備見直しの一環であるが、基金問題が経費支出に関わるものであったことから、独立の項目として掲げたところである。例としては「負担金・寄附金支出規程」「役員交際規程」等の整備・見直しと当該規程に拠る支出状況の理事会等への定期的報告の実行等が挙げられる

⁵ リーガルチェックの強化とは、例えば「リーガルチェック」担当部署の設置とスタッフの専任化、「リーガルチェック」運用状況の理事会等への定期的報告、各種機関会議の議事録・稟議書・決裁書等の記載事項の規程化明確化等を指す

⁶ 洗い出し結果については協会にて集約のうえ、個人情報保護関連ワーキング等にて整理していく予定

⁷ 内部監査機能の強化については、例えば内部管理態勢の改善提案を最低年1回は常務会等に行っていること、あるいは常務会等がその旨内部監査部門長に指示していることなどを指す

業態機能強化計画の達成状況

2005年3月末現在

項目	1 勤労者セーフティーネット施策等に関する進捗状況について						2 NPO施策等に関する進捗状況について			3 ガバナンスの強化に関する進捗状況について		
	「勤労者セーフティーネット」それ自体について	離職者等支援自治体提携融資について	「勤労者支援特別融資」制度について	収入減少者の子の進学資金支援について	多重債務者支援について	地方連合との関係について	庫内体制等について	中間支援組織との関係について	県市町村等「行政」との関係について	監事による業務監査(理事の業務執行についての監査)の深度と独立性について	理事による常勤理事の業務執行に関わる牽制について	常勤理事間の相互牽制について
配点	6	5	4	2	7	5	8	6	6	4	4	4
目標	5	5	2	2	3	3	4	5	4	3	3	3
平均	4.5	3.0	2.4	1.2	5.5	2.7	4.8	5.3	4.5	3.2	4.0	3.0
北海道	4	3	2	1	6	2	4	6	5	3	4	3
東北	3	1	2	1	2	1	3	6	5	3	4	2
中央	5	2	2	1	6	2	7	6	5	3	4	4
新潟	5	5	2	1	3	3	4	6	4	3	4	2
長野	5	3	2	1	7	2	3	5	5	4	4	4
静岡	5	5	4	2	7	1	4	3	4	3	4	2
北陸	4	3	4	1	6	3	6	2	4	3	4	2
東海	4	4	1	1	5	1	4	6	3	3	4	2
近畿	6	5	2	2	7	5	7	6	6	3	4	4
中国	5	4	4	1	6	4	7	6	5	3	4	2
四国	4	3	2	2	6	4	4	5	4	3	4	4
九州	4	1	2	1	7	5	6	6	5	3	4	4
沖縄	4	0	2	1	4	2	4	6	4	4	4	4

* 目標達成項目は網掛